

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 地域行動計画に関する策定状況の調査結果について (平成18年4月1日現在)

地方公共団体(都道府県、市区町村)においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度中に、地域行動計画を策定することとされている。また、地域における次世代育成支援の推進に必要な措置について協議するため、地方公共団体は地域協議会を組織することができることとされている。このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成18年4月1日現在の行動計画策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

## 1 地域行動計画策定状況

### (1) 都道府県

全都道府県において策定済み。

### (2) 市区町村

①策定済み市区町村数 1, 841 市区町村

②未策定町村数 2 町村

東京都小笠原村  
鳥取県若桜町

## 2 次世代育成支援対策地域協議会の設置状況

(1) 設置済み 672 市区町村 (36.5%)

(2) 今後設置予定 701 市町村 (38.0%)

設置予定時期	市町村数
①平成18年4月中	22市町村
②平成18年5月中	58市町村
③平成18年6月以降	210市町村
④未定	411市町村

(3) 設置予定なし 470 市区町村 (25.5%)

内訳	市区町村数
①既存の審議会等を活用	281 市区町村 (15.2%)
②設置予定なし	67 市町村 (3.6%)
③検討中	122 市区町村 (6.6%)

※ 「(1)設置済み」、「(2)今後設置予定」及び「(3)-①既存の審議会等を活用」を合わせると、現在のところ9割弱の市区町村で、今後、地域行動計画のフォローアップ等に、地域協議会等が活用される見込み。